

宇都宮市空き家再生支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する宇都宮市空き家再生支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、空き家の改修工事等に要する費用の一部を補助することにより、空き家が地域活性化の用に供される活用促進を図り、もって市民等の良好な生活環境の保全と安全で安心な魅力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等で宇都宮市内に存するものをいう。
- (2) 改修工事 空き家を地域活性化に資する用途に改修するための工事をいう。
- (3) 耐震補強工事 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された空き家であって、所要の耐震性能を確保することが必要と診断されたものを、その診断結果に基づいて改修するための工事（上部構造の総合評点を1.0以上にするもの）をいう。
- (4) 改修工事等 改修工事及び耐震補強工事をいう。
- (5) 所有者等 空き家の所有者又はその相続人をいう。
- (6) 地域活動団体 自治会、地域まちづくり組織その他の地域において自主的に公共的な活動を行う、地域ごとに形成された団体をいう。

(補助対象者)

第4条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 当該空き家の所有者等と賃貸借契約又は使用貸借契約を締結する地域活動団体又は法人、個人であること。ただし、地域活動団体が当該空き家を取得した場合は除く。
- (2) 本市の市税を滞納していないこと。ただし、地域活動団体は除く。
- (3) 改修工事等を行う空き家を10年以上管理し、活用し、運営することができること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第

6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）でないこと。

（補助対象物件）

第5条 補助の対象となる空き家（以下「補助対象物件」という。）は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築されている場合、耐震補強工事を行うこと。
- (2) 所有権以外の私権が設定されていないこと。
- (3) 所有者等が本市の市税を滞納していないこと。ただし、地域活動団体が補助対象物件を取得した場合を除く。

（補助対象事業）

第6条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、交流施設及び体験学習施設、創作活動施設、文化施設その他地域の活性化に資する用途にするための改修工事等とする。

- 2 補助対象事業は、市内に所在する事業者に請け負わせるものとする。ただし、暴力団員又は暴力団関係者が工事に関与するものは対象としない。
- 3 補助対象事業は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他建築基準関係規定を遵守するものとする。

（補助金の交付及び補助金の交付額）

第7条 市長は、第4条に定める補助対象者のうち、必要と認めた者に対して予算の範囲内において補助金を交付することができる。

- 2 補助金の交付額は、次の各号に定める額の合計とする。
 - (1) 改修工事に要した額（消費税及び地方消費税を除く。）に3分の2を乗じて得た額で、300万円を上限とする。
 - (2) 耐震補強工事に要した額（消費税及び地方消費税を除く。）で、140万円を上限とする。
- 3 前項の額に、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助対象者で補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、補助対象事業の実施前に交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象物件の位置図
- (2) 補助対象物件の現況が確認できる写真
- (3) 補助対象物件に係る不動産登記事項証明書（発行の日から1か月以内のもの）又は賃貸借契約書等当該補助対象物件を使用及び改修等する権利を有する者であることを証明する書類
- (4) 補助対象事業の内容が分かる図書（事業計画書、完成予想図、見積書の写し、耐震診断に係る書類等）
- (5) 補助対象事業が交付申請者の総会等により決定したことを証する書類（交付申請者が地域活動団体又は法人の場合に限る。）
- (6) 交付申請者の定款等（交付申請者が地域活動団体又は法人の場合に限る。）
- (7) 改修工事等に係る誓約書
- (8) 市税等調査同意書
- (9) その他市長が必要と認める書類
（補助対象事業の選定）

第9条 市は、前条の規定による申請を受けたときは、審査会において事業内容を審査し、交付対象となる事業の選定を行うものとする。

2 前項の審査会及び審査に関する事項は別に定める。

（交付の決定）

第10条 市長は、前条の審査結果に基づき補助金の交付決定を行うときは、条件を付して、交付決定通知書（別記様式第2号）により交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の審査結果に基づき補助金の交付決定を行わないときは、不交付決定通知書（別記様式第3号）により交付申請者に通知するものとする。

（交付申請の変更等）

第11条 交付申請団体は、第8条に規定する交付申請書の内容を変更又は中止しようとするときは、交付申請変更・中止届出書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書の提出があったときは、前条の規定を準用する。ただし、交付決定額の増額は行わない。

（実績報告）

第12条 第10条の交付決定通知書を受けた交付申請者（以下「交付決定者」という。）は、

補助対象事業が完了したときは、実績報告書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 市内事業者に請け負わせたこと及び補助対象事業に要した額を確認できる領収書等の写し
- (2) 補助対象事業が行われた状況を確認できる写真
- (3) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し（建築確認申請が必要な工事を行った場合に限る。）
- (4) 交付決定通知書の写し
- (5) その他市長が必要を認める書類
（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、報告の内容を審査し、適正な事業と認められる場合、補助金確定通知書（別記様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付の請求）

第14条 交付決定者は、交付請求書（別記様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金確定通知書の写し
- (2) 振込口座通帳の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類
（交付決定の取消・返還）

第15条 市長は、交付決定者が、次の各号の一に該当するときは、交付が決定されている補助金の全部若しくは一部を取り消し、また既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を交付決定取消通知書（別記様式第8号）により、命ずることができる。

- (1) この要綱に違反した場合
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた場合
- (3) 補助金を他の用途に使用した場合
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合

2 当該交付決定者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、前項の通知書に記載のある期限内に当該補助金を市長に返還しなければならない。

（補助金の受領の権限の委任）

第16条 交付決定者は、工事請負事業者を代理人として、支払代金に係る補助金の一部の受領の権限を委任することができる。

2 補助金の受領の権限の委任に関し必要な事項は、別に定める。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

制定文（平成29年3月31日告示第126号）

平成29年度分の補助金から適用する。

改正文（令和3年3月30日告示第113号）

令和3年4月1日から適用する。